

関市地域クラブ設置要綱

【目的】

第1条 関市地域クラブは、生徒がスポーツや文化に及び科学等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するという学校部活動の意義を主体としながら、生徒の選択の幅を広げ個性の伸長を図るものである。

また、ただ単に、勝利だけを目的とするのではなく、誰しもが平等にスポーツや芸術のもつ楽しさを学び、自ら進んで生涯を通じスポーツや芸術に親しむ態度を育むことを目的とする。

【名称】

第2条 設置するクラブは「関市地域クラブ〇〇〇」と、名前の前に「関市地域クラブ」と付けることで、他の団体との識別を図る。(以下、地域クラブを「クラブ」と省略する。)

【会員】

第3条 原則市内中学生とその保護者(市内在住生徒が半数以上を占めること)とする。ただし、地域の特性を考慮して総合的に判断する。

(2) 競技の特性やクラブ員の人数によっては、小学生の加入も認める。高校生についてはクラブ員ではなく指導者としてみなす。

(3) クラブへの入会は入会者本人とその保護者の連盟及び捺印による同意書ならびに誓約書の提出をもって行うものとする。

(4) 誓約書にはクラブ活動中の事故・怪我等について、指導者の免責条項を記載する。

【組織】

第4条 クラブには以下の役職を置く。(保護者以外でも可)

◇代表者・・・クラブを代表する責任者。

◇監督・・・クラブの活動や試合などの指導を総括する。

◇コーチ・・・練習計画や技術指導をおこなう指導者。

◇連絡責任者・・・各種連絡、調整を受け持ち、クラブ員への周知を行う。

◇会計・・・クラブの会費等の管理を行う。

※役職は兼ねることができる。

※親の会(保護者会)の設置については、クラブの規模や体制によって設置するものとする。

【指導者】

第5条 クラブには、JSPO(日本スポーツ協会)等の指導者資格を持った指導者を「代表者」「監督」「コーチ」のいずれかの役職で、少なくとも1名は置くものとする。また、岐阜県教育委員会や関市教育委員会が発行する指導者資格でも可とし、クラブ設置に必要な指導者とする。加えて教員免許所有者も指導者として認める。

(2) 指導者は、年に1回は岐阜県・岐阜県スポーツ協会・関市教育委員会・関市スポーツ協会等が実施する指導者研修会等に参加する。

【規 約】

第6条 クラブには、クラブの活動に必要な規約を作成し、運営にあたる。

少なくとも以下の内容は組み込み、全員の賛同を得る。

- ◇目標（ねらい）
- ◇組織（会員資格・役員）
- ◇活動内容（活動場所・時間）
- ◇年間計画（役員任期・年間活動計画）
- ◇会費（年間に必要な経費や謝金等を払う場合も含め内容を明確にすること）
- ◇会議（組織の改選や予算決算の審議・承認の場）
- ◇その他必要事項

※会費は家計の負担にならないよう、高額にならないこと。（根拠を明確にすること）

※活動内容は岐阜県教育委員会が策定する「岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に即した内容にすること。

【保 険】

第7条 すべてのクラブはスポーツ傷害保険に加入する。加入者はクラブ員（児童・生徒）・指導者（活動に関係するすべての指導者）とする。

【登 録】

第8条 各クラブは、以下の書類を作成し、関市地域クラブ登録を行う。また、大会等に出場を希望するクラブは、各競技協会や競技団体にクラブ登録を行う。

- ◇登録申請書
- ◇クラブ員名簿
- ◇クラブ規約

※内容の不備や会費の金額等によっては、登録が許可できない場合がある。

※代表者等やクラブ員（生徒）の変更があった場合には速やかに変更届を提出する。

【報告】

第9条 クラブは年度終了時にその年度の事業報告及び会計の決算報告を事務局（教育委員会）提出すること。

【その他】

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は「関市教育委員会」で定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する